

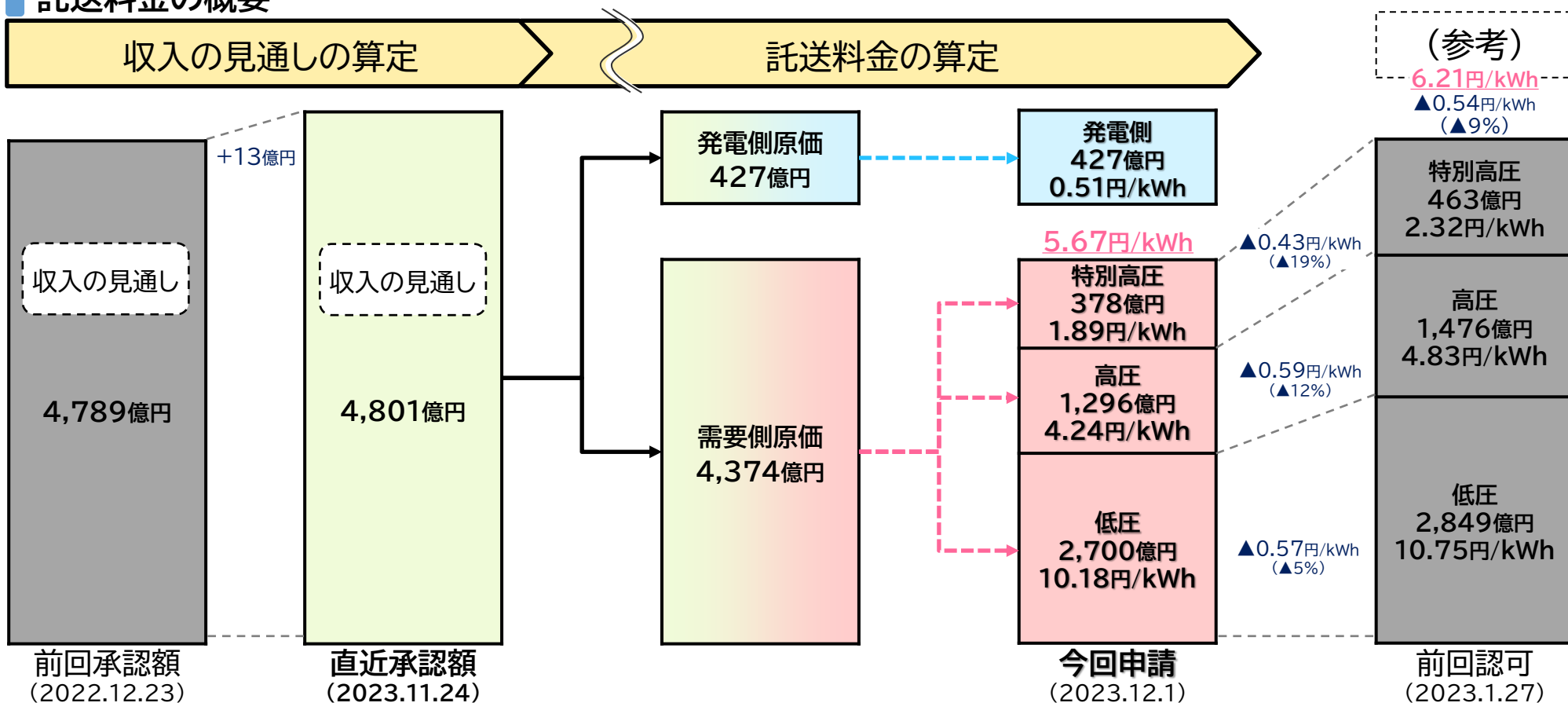
託送供給等約款の変更認可申請の概要

東北電力ネットワーク株式会社
2023年12月20日

1. 今回変更認可申請した託送料金の概要

- 当社は、2024年度から発電側課金が導入されること、ならびに第1規制期間の託送供給等に係る収入の見通しについて、前回承認額から年平均13億円増となる4,801億円の期中調整申請が、2023年11月24日に経済産業大臣の変更承認を受けたことを踏まえ、託送料金の見直しを行うことといたしました。
- 2023年12月1日に、経済産業大臣に対して、変更認可申請を行った託送供給等約款における託送料金の概要については、以下のとおりです。

託送料金の概要



※1 端数の関係で合計・差引等は一致しないことがあります(以降、同様)

※2 金額は2024～2027年度の4年平均(税抜)

- ## 収入の見通しの電圧別配分フロー(イメージ)

※4 省令改正(2023年4月1日施行)に伴い自社が所有する系統用蓄電池の費用項を変更のうえ算定

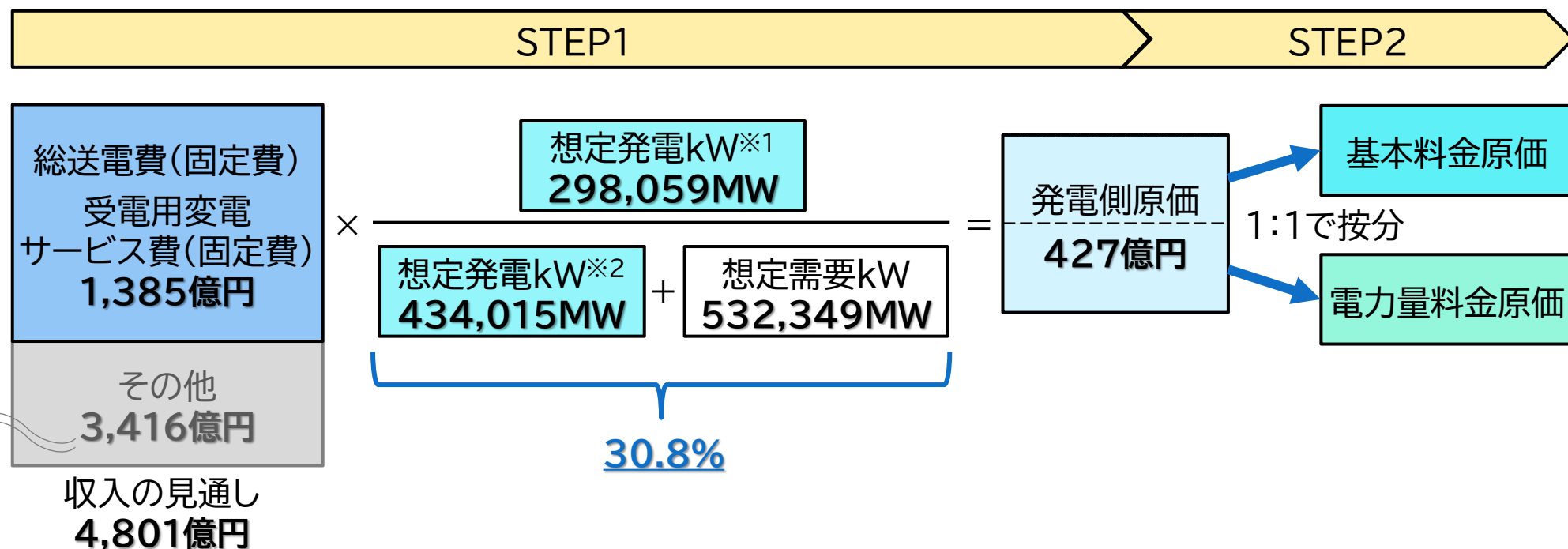
3. 発電側託送料金の算定フロー

- 料金算定規則に規定されている発電側託送料金の主な算定フローは以下のとおりです。

STEP1: 収入の見通しのうち総送電費に係る固定費および受電用変電サービス費に係る固定費を発電側と需要側の想定kWで按分し、発電側託送料金の基となる原価を算定

STEP2: 発電側原価を1:1で按分し、基本料金に係る原価と電力量料金に係る原価に区分

■ 発電側託送料金算定フロー(イメージ)



※1 料金算定規則に則り、2024年3月31日までに認定を受けている(入札制度における落札者の決定を受けたものを含む)FIT・FIP(設備上利用できる電力の最大値が10kW未満であるものを除きます)に係る発電側の延契約電力に相当する値および設備上利用できる電力の最大値が10kW未満である発電側の延契約電力に相当する値を除きます

※2 料金算定規則に則り、設備上利用できる電力の最大値が10kW未満である発電側の延契約電力に相当する値を除きます

※3 値は2024～2027年度の4年平均

4. 変更承認後の収入の見通しに基づく託送料金平均単価

- 発電側課金制度の導入に伴い、発電側託送料金を新たに設定しております。
- 他方で、従来の託送料金である需要側託送料金の平均単価については、発電側託送料金を設定したことに伴い、いずれの電圧においても低下します。

■ 1キロワット時あたり平均単価および改定率

[百万kWh/年、円/kWh(税抜)]

		想定電力量 (現行からの増減)	1キロワット時あたり平均単価※			
			現行 (A)	今回申請 (B)	差 (C=B-A)	改定率 (C/A)
発 電 側 託 送 料 金		83,264 (－)	－	0.51	－	－
需 要 側 託 送 料 金		77,076 (－)	6.21	5.67	▲0.54	▲9%
	特 別 高 圧	19,974 (－)	2.32	1.89	▲0.43	▲19%
	高 圧	30,590 (－)	4.83	4.24	▲0.59	▲12%
	低 圧	26,512 (－)	10.75	10.18	▲0.57	▲5%

※ 現行単価は2023～2027年度の5年平均、今回申請単価は2024～2027年度の4年平均

- 料金算定規則の規定に則り、発電側託送料金を算定した結果は下表のとおりです。
- なお、送配電網の効率的な利用を促進する観点から、需要地近郊や既に送配電網が手厚く整備されている地域など、送配電網の追加増強コストが小さい地域への立地インセンティブを与える系統設備効率化割引A・Bを設定しております。
- 上記割引に係る割引相当額は、基本料金に均等配分しますが、基幹系統(割引A)や特高系統(割引B)が存在しない離島に対しては割引相当額を配分しないため、本土と離島で基本料金単価が異なります。

系統連系受電サービス料金単価

区分			単位	今回申請単価 (消費税等相当額を含む)
基本料金	本土		1kW	93円04銭
	特別高圧系統のある離島(新潟県 佐渡島)			80円83銭
	特別高圧系統のない離島(山形県 飛島、新潟県 粟島)			80円80銭
電力量料金			1kWh	29銭
系統設備 効率化割引A	受電電圧が標準電圧 140,000ボルトをこえる場合	A-1	1kW	34円02銭
		A-2		6円86銭
		A-3		3円43銭
	受電電圧が標準電圧 140,000ボルト以下の場合	A-1		34円02銭
		A-2		13円73銭
		A-3		6円86銭
系統設備 効率化割引B	B-1			46円77銭
	B-2			18円92銭

6. 系統設備効率化割引の対象変電所等

- 発電側託送料金の系統設備効率化割引については、国の審議会の整理に基づき、基幹系統に与える影響に着目した割引A、配電系統に接続する電源を対象とし、特別高圧系統に与える影響に着目した割引Bをそれぞれ設定しております。割引対象となる変電所等は下表のとおりです。

■ 系統設備効率化割引A(基幹系統の設備投資の効率化および電気の潮流状況の改善に資する場合)

割引区分	割引対象変電所等※1
A-1	米沢変電所、福島変電所、東福島変電所、須賀川変電所、南相馬変電所、新地変電所
A-2	西仙台変電所、西山形変電所、いわき変電所、北新潟変電所、新潟変電所、中越変電所、新潟部変電所、東群馬変電所、新富山変電所
A-3	東花巻変電所、宮城変電所、宮城中央変電所、名取変電所、新庄変電所、本名変電所、越後開閉所

■ 系統設備効率化割引B(特別高圧系統の設備投資の効率化に資する場合)

割引区分	割引対象変電所等※1
B-1	五ツ橋変電所、土樋変電所、柳町通変電所、榴岡変電所、堤通変電所、加茂変電所、東三条変電所、保内変電所、加茂郷変電所、向燕変電所、北三条変電所、東燕変電所、西三条変電所、栄変電所、見附変電所、栃尾変電所、長岡変電所、城岡変電所、蓮潟変電所、大手変電所、北長岡変電所、西見附変電所、宮内町変電所
B-2※2	花京院変電所、旭ヶ丘変電所、勾当台変電所、沼辺変電所、遠刈田発電所、福田町変電所、卸町変電所、長町変電所、南小泉変電所、鍋田変電所、八木山変電所、西多賀変電所、高舘変電所、あすと長町変電所、中田変電所、増田変電所、大町変電所、広瀬通変電所、仙台北町変電所、三居沢発電所、仙台港変電所、多賀城変電所、塩釜築港変電所、塩釜変電所、大日変電所、新浜変電所、仙台変電所(66キロボルトと6キロボルトを連系する設備)、鶴ヶ谷変電所、小鶴新田変電所、苦竹変電所、荒巻変電所、七北田変電所、古川変電所、陸前大幡変電所、陸前山下変電所、女川変電所、石巻湊変電所、渡波変電所、松岩変電所、鹿折変電所、明通変電所、中山変電所、泉変電所、他

※1 他の一般送配電事業者等、当社以外が所有する設備を含みます
※2 割引区分B-2については、割引対象変電所等が多いため宮城県所在の変電所等のみを記載しております
全ての割引対象変電所等は、2023年12月1日付の託送供給等約款変更認可申請書 別紙「託送供給等約款(2024年4月1日実施)」に記載しております

- ## 需要側託送料金の見直しにあたっての基本的な考え方

- 基本的な考え方に基づく料金 ⇒ 基本料金 : 現行単価を据置
電力量料金 : 発電側課金や期中調整による影響を反映

標準接続送電サービス料金単価

基本料金収入の割合

()内は現行からの変動率

8. 需要側託送料金の見直しによる影響(モデルケース)

- 基本料金単価を据置、電力量料金単価を値下げとしたことで、各使用層のうち、低使用層の改定率が相対的に低くなるものの、いずれの使用層でも値下げとなります。

凡例

低使用量
(平均の1/3程度)

平均モデル

高使用量
(平均の1.5倍程度)

■ 低圧:電灯標準接続送電サービス(SB・主開閉器契約)

※ 金額は消費税等相当額を含みます

	基本料金単価	電力量料金単価	1月あたり使用量ごとの託送料金、()内は現行比改定率			
			契約電力	90kWh	260kWh	390kWh
現行	166円10銭	9円24銭	3kVA	1,329円	2,900円	4,101円
今回申請	166円10銭	8円58銭		1,270円(▲4.4%)	2,729円(▲5.9%)	3,844円(▲6.3%)

■ 低圧:動力標準接続送電サービス(実量契約)

	基本料金単価	電力量料金単価	1月あたり使用量ごとの託送料金、()内は現行比改定率			
			契約電力	110kWh	340kWh	510kWh
現行	630円30銭	9円46銭	6kW	4,822円	6,998円	8,606円
今回申請	630円30銭	8円57銭		4,724円(▲2.0%)	6,695円(▲4.3%)	8,152円(▲5.3%)

■ 高圧標準接続送電サービス

	基本料金単価	電力量料金単価	1月あたり使用量ごとの託送料金、()内は現行比改定率			
			契約電力	6,900kWh	20,700kWh	31,100kWh
現行	706円20銭	2円84銭	90kW	73,620円	112,812円	142,348円
今回申請	706円20銭	2円08銭		68,376円(▲7.1%)	97,080円(▲14.0%)	118,712円(▲16.6%)

■ 特別高圧標準接続送電サービス

	基本料金単価	電力量料金単価	1月あたり使用量ごとの託送料金、()内は現行比改定率			
			契約電力	139,700kWh	419,000kWh	628,500kWh
現行	456円50銭	1円43銭	2,600kW	1,208,636円	1,608,035円	1,907,620円
今回申請	456円50銭	96銭		1,142,977円 (▲5.4%)	1,411,105円 (▲12.3%)	1,612,225円 (▲15.5%)

(試算条件) 力率は100%で算定しております

- 国の審議会における整理等を踏まえ、**発電側課金の導入に伴う規定の追加を含めた各規定の見直しを実施**しております。主な見直し内容については下表のとおりです。

供給条件の主な見直し内容

項目	概 要
発電側課金の導入	✓ 発電側課金導入に伴い系統連系受電サービスを新たに設定し、その料金は、発電量調整供給契約に基づき、原則として発電契約者を通じて当社へお支払いいただきます。 ✓ 需要地近郊や既に送配電網が手厚く整備されている地域など、送配電網の追加増強コストが小さい地域への発電所の立地ハインセンティブを与える系統設備効率化割引を設定することに伴い、従来の需要側の近接性評価割引を廃止(一定の条件を満たす場合は、経過措置として発電側の系統設備効率化割引を適用)いたします。
需要側託送料金における制限中止割引※の廃止	✓ 需要側託送料金における制限中止割引を廃止することにより、業務効率化で将来的な託送コストの低減が期待できます。 ✓ 他方で、制限中止割引を継続している小売電気事業者への影響を考慮する必要があることも踏まえ、需要側託送料金における制限中止割引を、2024年度末をもって廃止することとし、2024年度中は経過措置として、当該割引を継続いたします。
一次調整力の機能のみを提供する電源等の扱い	✓ 一次調整力機能のみを提供する電源または負荷は、需給調整市場に基づく精算を行わず、託送契約におけるインバランスに包含して精算するとの整理に基づき、託送供給等約款上の調整電源または調整負荷として扱わない旨を規定するものです。
翌々日計画の提出	✓ 2024年度から容量市場の実需給開始に伴い、電気事業者に対して、各種計画における翌々日計画の提出が求められるため、別表に翌々日計画の提出について規定するものです。
「系統連系技術要件」(託送供給等約款別冊)の見直し	✓ 自家用電気工作物へのサイバーセキュリティ要件、電圧変動対策および運転可能周波数に係る規定および低圧連系要件の改定を反映するものです。

※ 制限中止割引とは、自然災害などの原因で需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合に実施している基本料金に対する割引のことを指します

(参考) 託送料金単価表

1. 接続送電サービス料金

契約種別					単位	料金単価(消費税等相当額を含む)			
						現行(A)	今回申請(B)	差(B－A)	
低圧	電灯	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1灯	44円31銭	41円79銭	▲2円52銭	
				10Wをこえ20Wまで	1灯	88円61銭	83円57銭	▲5円04銭	
				20Wをこえ40Wまで	1灯	177円22銭	167円13銭	▲10円09銭	
				40Wをこえ60Wまで	1灯	265円83銭	250円70銭	▲15円13銭	
				60Wをこえ100Wまで	1灯	443円05銭	417円85銭	▲25円20銭	
				100Wをこえる100Wまでごとに	1灯	443円05銭	417円85銭	▲25円20銭	
		小型 機器 料金	50VAまで	1機器	132円33銭	124円81銭	▲7円52銭		
			50VAをこえ100VAまで	1機器	264円66銭	249円61銭	▲15円05銭		
			100VAをこえる100VAまでごとに	1機器	264円66銭	249円61銭	▲15円05銭		
		電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約の場合	1kW	226円60銭	226円60銭	±0円00銭	
				SB※1・主開閉器契約の場合	1kVA	166円10銭	166円10銭	±0円00銭	
				SB※1契約の場合 5A	1契約	83円05銭	83円05銭	±0円00銭	
				SB※1契約の場合 15A	1契約	249円15銭	249円15銭	±0円00銭	
			電力量料金				1kWh	9円24銭	8円58銭
		電灯時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量制	1kW	226円60銭	226円60銭	±0円00銭	
				SB※1・主開閉器契約の場合	1kVA	166円10銭	166円10銭	±0円00銭	
				SB※1契約の場合 5A	1契約	83円05銭	83円05銭	±0円00銭	
				SB※1契約の場合 15A	1契約	249円15銭	249円15銭	±0円00銭	
			電力量料金	昼間	1kWh	9円92銭	9円23銭	▲69銭	
	夜間			1kWh	8円46銭	7円85銭	▲61銭		
	電灯従量接続送電サービス※2				1kWh	12円96銭	12円31銭	▲65銭	
	動力	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約の場合	1kW	630円30銭	630円30銭	±0円00銭	
				主開閉器契約の場合	1kW	457円60銭	457円60銭	±0円00銭	
			電力量料金				1kWh	9円46銭	8円57銭
		動力時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約の場合	1kW	630円30銭	630円30銭	±0円00銭	
				主開閉器契約の場合	1kW	457円60銭	457円60銭	±0円00銭	
			電力量料金	昼間	1kWh	10円18銭	9円21銭	▲97銭	
				夜間	1kWh	8円66銭	7円85銭	▲81銭	
		動力従量接続送電サービス※2				1kWh	19円79銭	18円90銭	▲89銭

契約種別				単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
					現行(A)	今回申請(B)	差(B－A)
高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1kW	706円20銭	706円20銭	±0円00銭
		電力量料金		1kWh	2円84銭	2円08銭	▲76銭
	高圧時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1kW	706円20銭	706円20銭	±0円00銭
		電力量料金	昼間	1kWh	3円10銭	2円26銭	▲84銭
			夜間	1kWh	2円53銭	1円88銭	▲65銭
	高圧従量接続送電サービス※2			1kWh	14円41銭	13円66銭	▲75銭
	ピークシフト割引※3			1kW	600円60銭	600円60銭	±0円00銭
特別高圧	特高標準 接続送電 サービス	基本料金		1kW	456円50銭	456円50銭	±0円00銭
		電力量料金		1kWh	1円43銭	96銭	▲47銭
	特高時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1kW	456円50銭	456円50銭	±0円00銭
		電力量料金	昼間	1kWh	1円53銭	1円01銭	▲52銭
			夜間	1kWh	1円32銭	91銭	▲41銭
	特高従量接続送電サービス※2			1kWh	8円91銭	8円43銭	▲48銭
	ピークシフト割引※3			1kW	388円30銭	388円30銭	±0円00銭

※1 SB(サービスブレーカー)とは、電流制限器またはその他適当な電流を制限する装置のことを指します

※2 自己等への電気の供給(自己託送)を行う場合で希望されるときに適用します

※3 需要者が負荷移行を行った結果、1年を通じての最大需要電力が当社が定めた時間に発生する場合で、契約者と当社との協議が整った場合に適用します

(参考) 託送料金単価表

2. 臨時接続送電サービス料金

契約種別			単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
				現行(A)	今回申請(B)	差(B-A)
電灯	電灯臨時定額 接続送電 サービス	50VAまで	1日	3円93銭	3円71銭	▲22銭
		50VAをこえ100VAまで	1日	7円85銭	7円41銭	▲44銭
		100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに	1日	7円85銭	7円41銭	▲44銭
		500VAをこえ1kVAまで	1日	78円57銭	74円10銭	▲4円47銭
		1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに	1日	78円57銭	74円10銭	▲4円47銭
	電灯臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kVA	電灯標準接続送電サービス単価 (主開閉器契約)の10%割増		—
		電力量料金	1kWh	10円16銭	9円44銭	▲72銭
動力	動力臨時定額接続送電サービス		1kW1日 につき	124円54銭	117円52銭	▲7円02銭
	動力臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電サービス単価 (主開閉器契約)の20%割増		—
		電力量料金	1kWh	11円35銭	10円29銭	▲1円06銭
高圧	高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電サービス単価 の20%割増		—
		電力量料金	1kWh	3円41銭	2円50銭	▲91銭
特別高圧	特別高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送電サービス 単価の20%割増		—
		電力量料金	1kWh	1円72銭	1円14銭	▲58銭

3. 予備送電サービス料金

契約種別			単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
				現行(A)	今回申請(B)	差(B-A)
高圧	予備送電サービスA		1kW	78円10銭	78円10銭	±0円00銭
	予備送電サービスB		1kW	100円10銭	100円10銭	±0円00銭
特別高圧	予備送電サービスA		1kW	68円20銭	68円20銭	±0円00銭
	予備送電サービスB		1kW	96円80銭	96円80銭	±0円00銭

4. 近接性評価割引

契約種別	単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
		現行(A)	今回申請(B)	差(B-A)
受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	1kWh	55銭	廃止 ^{※4}	—
受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ140,000ボルト以下の場合	1kWh	44銭		
受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合	1kWh	22銭		

※4 発電側課金の導入にあわせて近接性評価割引制度は廃止となります

5. 系統連系受電サービス料金^{※5}

契約種別				単位	料金単価(消費税等相当額を含む)		
					現行(A)	今回申請(B)	差(B－A)
系統連系 受電サービス	基本料金	本土		1kW	－	93円04銭	－
		特別高圧系統のある離島 (新潟県 佐渡島)		1kW	－	80円83銭	－
		特別高圧系統のない離島 (山形県 飛島、新潟県 粟島)		1kW	－	80円80銭	－
	電力量料金			1kWh	－	29銭	－
	系統設備 効率化割引A	受電電圧が標準電圧 140,000ボルトをこえる場合	A－1	1kW	－	34円02銭	－
			A－2	1kW	－	6円86銭	－
			A－3	1kW	－	3円43銭	－
		受電電圧が標準電圧 140,000ボルト以下の場合	A－1	1kW	－	34円02銭	－
			A－2	1kW	－	13円73銭	－
			A－3	1kW	－	6円86銭	－
	系統設備 効率化割引B	B－1		1kW	－	46円77銭	－
		B－2		1kW	－	18円92銭	－

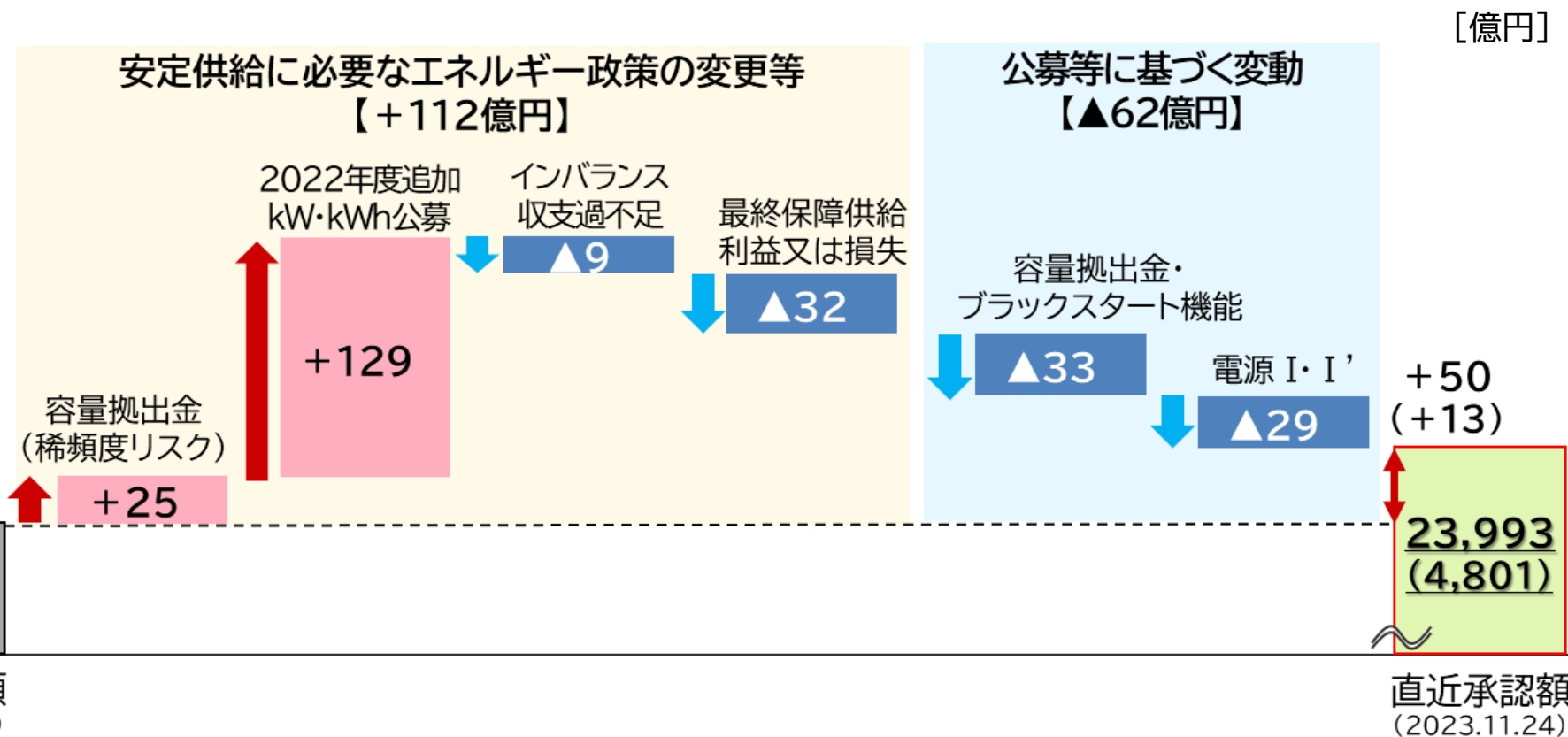
※5 系統連系受電サービス料金とは、託送供給等約款における発電者に係る料金(発電側課金)のことを指します

(参考) 託送料金単価表

6. その他

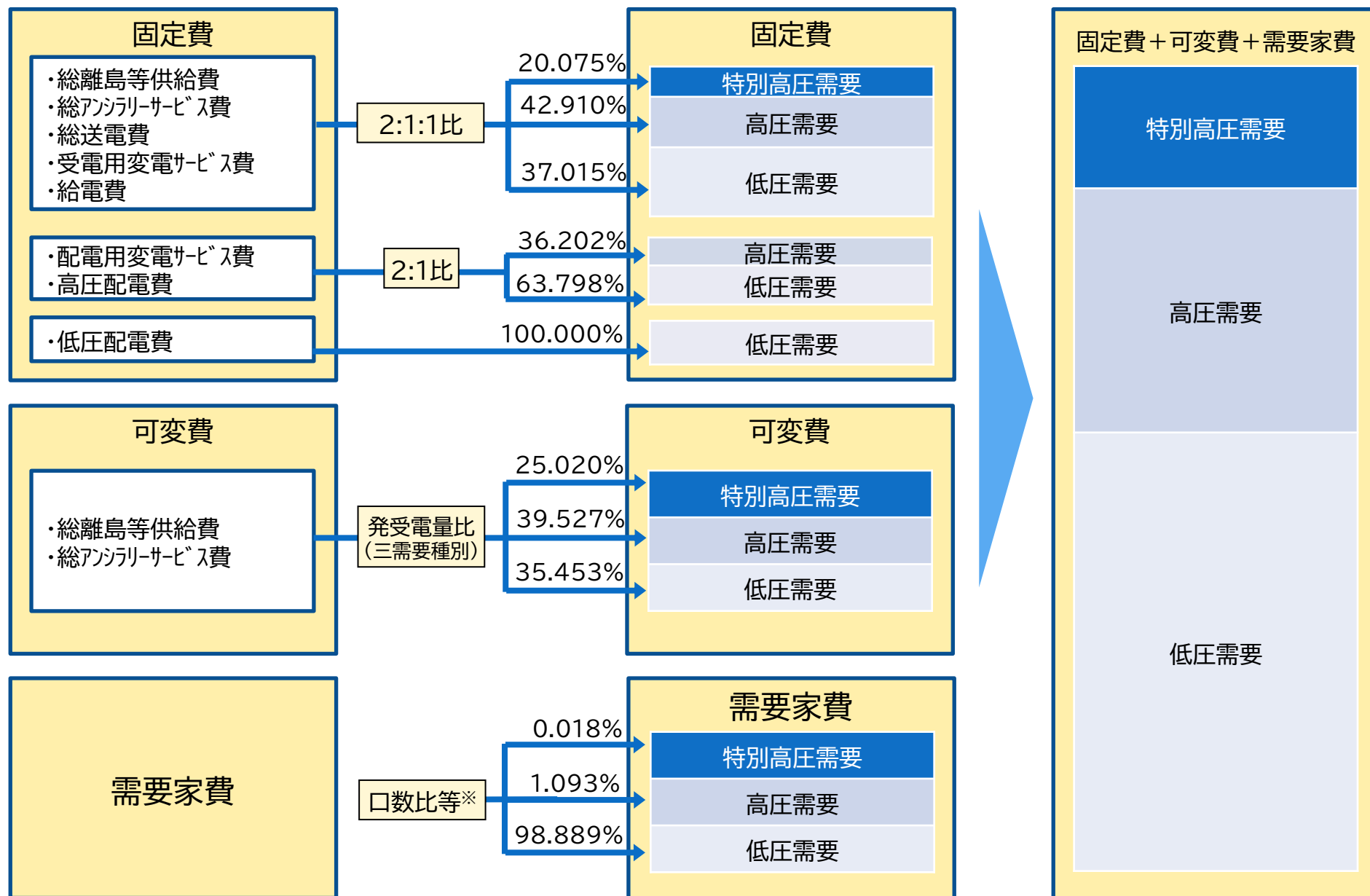
契約種別				単位	料金単価(消費税等相当額を含む)			
					現行(A)	今回申請(B)	差(B－A)	
離島インバランス料金				不足インバランス	1kWh	57円74銭	57円74銭	±0円00銭
				余剰インバランス	1kWh	23円33銭	23円33銭	±0円00銭
離島ユニバーサルサービス調整	離島基準燃料価格			－	79,300円	79,300円	±0円	
	上限価格			－	119,000円	119,000円	±0円	
	電灯定額 接続送電 サービス	電灯	10Wまで	1灯	4厘	4厘	±0銭0厘	
			10Wをこえ20Wまで	1灯	9厘	9厘	±0銭0厘	
			20Wをこえ40Wまで	1灯	1銭8厘	1銭8厘	±0銭0厘	
			40Wをこえ60Wまで	1灯	2銭5厘	2銭5厘	±0銭0厘	
			60Wをこえ100Wまで	1灯	4銭3厘	4銭3厘	±0銭0厘	
			100Wをこえる100Wまでごとに	1灯	4銭3厘	4銭3厘	±0銭0厘	
		小型 機器	50VAまで	1機器	1銭3厘	1銭3厘	±0銭0厘	
			50VAをこえ100VAまで	1機器	2銭5厘	2銭5厘	±0銭0厘	
			100VAをこえる100VAまでごとに	1機器	2銭5厘	2銭5厘	±0銭0厘	
	電灯臨時定額 接続送電 サービス	50VAまで		1日	0厘	0厘	±0銭0厘	
		50VAをこえ100VAまで		1日	1厘	1厘	±0銭0厘	
		100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに		1日	1厘	1厘	±0銭0厘	
		500VAをこえ1kVAまで		1日	7厘	7厘	±0銭0厘	
		1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに		1日	7厘	7厘	±0銭0厘	
	動力臨時定額接続送電サービス			1kW1日 につき	8厘	8厘	±0銭0厘	
	従量制供給			1kWh	1厘	1厘	±0銭0厘	

- 託送供給等に係る収入の見通しの変更承認について、概要は以下のとおりです。
- なお、同変更承認の内容としては、送配電設備をご利用の皆さまに公平に負担いただく観点から、2022年12月23日の前回承認以降、国の審議会で整理された容量拠出金(稀頻度リスク)見直しや、2022年度追加kW・kWh公募等、安定供給に必要なエネルギー政策の変更等に伴い発生した費用、公募等により確定した費用について、反映しております。



※1 金額は2023～2027年度の5年合計

※2 ()内の金額は、2024～2027年度の4年平均



※ 需要家費のうち、引込線・計器等に係るものの一部については、事業者設定基準を定めた上で、料金算定規則で定められた口数比による配分以外の手法で需要種別配分を行っております

【2:1:1比率の算定諸元】

	最大電力	発受電量 (三需要種別)	尖頭時責任電力	
			夏期	冬期
	(千kW)	(百万kWh)	(千kW)	(千kW)
特別高圧需要	2,835	20,392	2,523	2,528
高圧需要	6,564	32,216	6,351	6,438
低圧需要	6,265	28,895	4,058	4,588
計	15,664	81,503	12,932	13,554

(注)2023年度～2027年度平均

【各諸元の需要種別ごとのウェイトおよび2:1:1比率】

	最大電力	発受電量 (三需要種別)	尖頭時責任電力		2:1:1比率
			夏期	冬期	
特別高圧需要	18.099%	25.020%	19.510%	18.651%	20.075%
高圧需要	41.905%	39.527%	49.110%	47.499%	42.910%
低圧需要	39.996%	35.453%	31.380%	33.850%	37.015%
計	100.000%	100.000%	100.000%	100.000%	100.000%

【2:1:1比率の算定(例:低圧需要)】

低圧需要の2:1:1比率

$$= (\text{最大電力ウェイト} \times 2 + \text{発受電量ウェイト} \times 1 + \text{夏期尖頭時責任電力ウェイト} \times 0.5 + \text{冬期尖頭時責任電力ウェイト} \times 0.5) \div 4$$
$$= [(39.996\% \times 2) + (35.453\% \times 1) + (31.380\% \times 0.5) + (33.850\% \times 0.5)] \div 4$$
$$= 37.015\%$$

【2:1比率の算定諸元】

	延契約電力	発受電量 (二需要種別)
	(千kW)	(百万kWh)
高圧需要	142,318	32,216
低圧需要	366,964	28,895
計	509,282	61,111

(注)2023年度～2027年度平均

【各諸元の需要種別ごとのウェイトおよび2:1比率】

	延契約電力	発受電量 (二需要種別)	2:1比率
高圧需要	27.945%	52.717%	36.202%
低圧需要	72.055%	47.283%	63.798%
計	100.000%	100.000%	100.000%

【2:1比率の算定(例:低圧需要)】

低圧需要の2:1:1比率

$$= (\text{延契約電力ウェイト} \times 2 + \text{発受電量ウェイト} \times 1) \div 3$$
$$= [(72.055\% \times 2) + (47.283\% \times 1)] \div 3$$
$$= 63.798\%$$